

特別養護老人ホームくじらなみ サービス利用料金表

1. 介護保険制度の利用者負担について

利用者負担＝介護保険サービスの各負担割合（1割～3割）＋居住費＋食費＋日常生活費

2. 利用料金

原則として下記の通りです。介護保険負担限度額の減免制度や介護保険負担割合などの認定の内容に基づいた負担額となります。

①施設利用料金

要介護度	1日あたりの自己負担額		1ヶ月（30日）あたりの自己負担額	
	1割	2割	1割	2割
要介護度1	652円	1,304円	19,560円	39,120円
要介護度2	720円	1,440円	21,600円	43,200円
要介護度3	793円	1,586円	23,790円	47,580円
要介護度4	862円	1,724円	25,860円	51,720円
要介護度5	929円	1,858円	27,870円	55,740円

②その他加算される料金

加算の種類	内容	1割	2割
精神科医師定期的療養指導加算	精神科医師による定期的（月2回以上）な療養指導を行った場合	1日あたり5円	1日あたり10円
個別機能訓練加算	個別機能訓練計画を作成し、これに基づき計画的に機能訓練を行った場合	1日あたり12円	1日あたり24円
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護職員が1名以上配置されている場合	1日あたり4円	1日あたり8円
看護体制加算（Ⅱ）	看護職員が、最低基準を1人以上、上回る場合	1日あたり8円	1日あたり16円
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	要介護4・5の者が70%以上、認知症の者が65%以上入居している、又は特定行為を必要とする者が15%以上であること、かつ介護福祉士が基準を満たして配置されている場合	1日あたり46円	1日あたり92円
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	夜勤時間帯内に、職員を基準より1人以上多く配置かつ喀痰吸引等ができる介護職員を配置	1日あたり21円	1日あたり42円
初期加算 ※	新規入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合、30日間加算	1日あたり30円	1日あたり60円
入院・外泊時加算 ※	入院・外泊当日と帰園日を除く6日間加算	1日あたり246円	1日あたり492円
療養食加算（※1）	主治医より疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、食事が提供された場合	1食あたり6円	1食あたり12円
看取り介護加算（Ⅰ）（※2）	医師が一般に認められる医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したものについて、看取り介護を行った場合（上限45日まで算定できる）	死亡日45日～31日前（15日間）	
		1日あたり72円	144円
		死亡日30日前～4日前（27日間）	
		1日あたり144円	1日あたり288円
		死亡日の前日・前々日（2日間）	
1日あたり680円	1日あたり1,360円		
死亡日（1日）		1,280円	2,560円
安全対策体制加算 ※	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策を実施する体制が整備されていること 入所時に1回を限度として算定	入所時のみかかります	
		1回20円	1回40円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員の賃金の改善を行うため、キャリアパス要件を満たし、都道府県知事に届け出をし、サービスを行った場合	施設利用料＋各種加算の合計金額の8.3%分	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を取得していることを条件に職場環境等の要件に関し、複数の取り組みを行っている場合	施設利用料＋各種加算の合計金額の2.7%分	
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定している場合。※（Ⅰ）を算定している為	施設利用料＋各種加算の合計金額の1.6%分	

3割負担の方について、1割負担の料金額の3倍の金額となります。

※のついている加算は、提供された場合のみ、加算の対象となります。

※1療養食加算は、主治医より食事せんの発行された方が加算の対象となります。

※2看取り介護加算は、主治医より看取りと診断を受け、かつ、本人またはご家族が看取りを希望した方が加算の対象となります。

③ 居住費および食費

区分	預貯金 有価証券等の合計		居住費		食費	
			1日当り	1ヶ月当り	1日当り	1ヶ月当り
第1段階	生活保護受給者等		820円	24,600円	300円	9,000円
	住民税世帯全員が 非課税	老齢福祉年金受給者				
80万円以下		単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下				
80万円超120万円以下		単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下				
120万円超		単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下				
第2段階		1,310円	39,300円	650円	19,500円	
第3段階-①		1,310円	39,300円	1,360円	40,800円	
第3段階-②		2,006円	60,180円	1,445円	43,350円	
第4段階	課税世帯の方					

※配偶者は、世帯が別でも住民税が課税の場合は認定されません。

※第2号被保険者（64歳以下の介護認定者）の預貯金等の要件は、単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下となります。

3. 高額介護サービス費

（介護保険負担割合の合計額が一定の上限額を超えた分が払い戻しされます。）

段階区分	負担の上限額（月額）
生活保護を受給している世帯	世帯 15,000円
世帯全員が市町村民税非課税	世帯 24,600円
世帯全員が市町村民税非課税で前年の公的年金収入額+その他の合計所得年金額の合計が80万円以下の方等	世帯 24,600円
	個人 15,000円
市町村民税課税～課税所得380万円（年収770万円）未満	世帯 44,400円
課税所得380万円（年収770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	世帯 93,000円
課税所得690万円（年収1,160万円）以上	世帯 140,100円

4. 電気料金

持ち込んだ以下の電化製品に関しては、設置月から負担していただきます。

電化製品	電気料金（月額）	電化製品	電気料金（月額）
テレビ	200円	冷蔵庫	400円
あんか	200円	電気毛布	300円

5. 入院・外泊時の居住費

7日目以降の居住費は介護保険負担限度額区分に応じた費用を負担していただきます。

（入院・外泊した場合、6日目までは「2. 利用料金②」の入院・外泊時加算と居住費をいただきます。）

6. その他

- 介護用品にかかる費用は介護費用に含まれています。
- 喀痰吸引に係る衛生材料費はご本人の負担となります。
- 加算等料金に変更がある場合は、改めてご説明いたします。